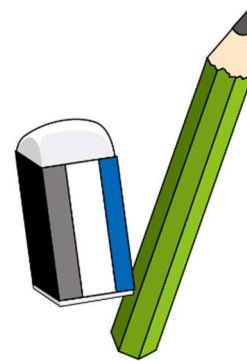


令和8年度 特別支援教育就学奨励費のご案内

立川市では、市立小・中学校特別支援学級在籍の児童・生徒の保護者、及び通常の学級在籍の、学校教育法施行令第22条の3に該当する児童・生徒の保護者に、学用品費や修学旅行費等、就学に必要な費用の援助をしています。

ご案内を受け取られた方は、こちらの案内をよくご覧いただき、お手続きください。



立川市教育委員会

■ 申請方法 ※申請は毎年度必要です

右の二次元コードをスマートフォン等で読み取って、
【教育支援課】令和8年度 特別支援教育就学奨励費
支給申請よりご申請ください。

（紙の申請書を提出していただくことも可能です。
申請書は、学校事務室で配布しております。）

二次元コード

■ 支給を辞退される方について

特別支援教育就学奨励費の支給を辞退される方もご意向を確認させていただくため、紙の申請書のご提出をお願いしております。申請書は、各学校事務室で配布しております。

■ 申請締切

令和8年5月8日(金) ※転入・転学等を除く

紙の申請書の場合は、各学級担任または各学校事務室までご提出ください。

■ 申請に必要な書類

ご家庭の状況により、必要書類が異なります。

生活保護世帯の受給証明書は不要です。

（★）…電子申請の場合は、入力フォームにご入力ください。

☐ 特別支援教育就学奨励費申請書（★）

裏面につづく

□ 家賃の金額を証明できる書類（家賃をお支払いの方のみ）

最新の賃貸借契約書、住宅使用料決定通知書等、現在の家賃金額がわかる書類の、「家賃金額」「契約者」「住所」がわかる部分の写しをご準備ください（通帳の写しや振込明細、領収書等は不可。契約者は申請者または生計を同じくする者に限る）。電子申請の場合は、画像の添付をお願いします。

◆令和8年1月1日時点で立川市に住民登録がなかった方のみ、いずれかの書類の添付をお願いします。

（世帯全員の年間総所得金額がわかるもの）

□ 収入証明書（源泉徴収票、給与支払い証明書または確定申告の控え等）

令和7年1月から令和7年12月までの一年間の総収入金額がわかる、源泉徴収票、給与支払い証明書または確定申告の控え等の写しをご準備ください。電子申請の場合は、画像の添付をお願いします。

□ 令和8年度課税（非課税）証明書

原則令和8年1月1日に住民登録のあった市区町村で、令和8年6月以降に交付を受けることができます。発行前に申請の場合は、上記の収入証明書を添付ください。電子申請の場合は、画像の添付をお願いします。

ご注意ください！！

世帯の中でお一人でも収入状況が未申告ですと審査ができません。
税務署で「申告の必要はない」と言われた方も、収入の有無に関わらず市役所課税課（市役所1階・35番窓口）へご申告ください。

■ 認定区分について

家族全員の前年中（1月から12月まで）の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額から所得控除（社会保険料・生命保険料・地震保険料）を差し引いた額の12分の1を収入月額（障害者加算控除がある場合は、月額収入額からさらに障害者加算控除を差し引く。）とし、生活保護基準需要月額との比較で判定します。

＊家族構成（人数・年齢等）によって生活保護基準需要額が異なります。

認定区分

要保護… 生活保護受給世帯
認定Ⅰ… 収入額が需要額の1.5倍未満の世帯
認定Ⅱ… 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の世帯
認定Ⅲ… 収入額が需要額の2.5倍以上の世帯

■ 援助の内容 ※令和8年4月現在

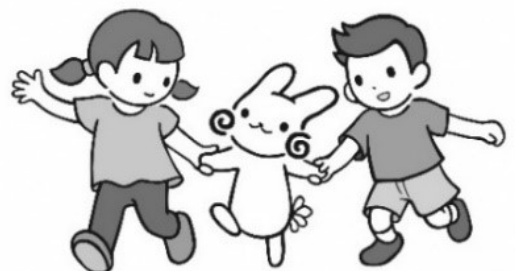
単位：円（年額）

	学年		要保護		認定Ⅰ		認定Ⅱ		認定Ⅲ	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
新入学学用品費 (4月1日認定者のみ)	1		生活福祉課より支給		91,600	101,000	91,600	101,000		
学用品通学用品費 (認定月により 月割り計算)	1		生活福祉課より支給		11,660	22,770	11,660 の1/2	22,770 の1/2		
	2～6	2～3	生活福祉課より支給		13,970	25,080	13,970 の1/2	25,080 の1/2		
日光移動教室 修学旅行	6	3	実費相当額		実費相当額		実費相当額の1/2			
卒業アルバム代	6	3	11,000	10,000	11,000	10,000				
ハヶ岳自然教室 スキー教室	5	1	実費相当額		実費相当額		実費相当額			
校外活動費 (日帰り行事)	全学年		実費相当額		実費相当額		実費相当額		実費相当額	
単独宿泊学習	全学年		実費相当額		実費相当額		実費相当額		実費相当額	
通学費 通学付添費	全学年		実費相当額		実費相当額		実費相当額		実費相当額	
学校給食費★ (中学校のみ)		全学年	生活福祉課より支給			実費相当額		実費相当額の1/2		

★学校給食課へ直接支給（奨励費支給外の部分は無償化の対象）

申請時指定の金融機関口座に振込みますが、教材費等の未納がある場合、学校長からの依頼により、校長口座へ振込となりますのでご承知おきください。

* 既に就学援助費の「入学準備金」を受給された方は、「新入学学用品費」を受給することができません。



■ 判定結果

決定通知を6月中に学校を通してお渡しします。

■ 支給時期

認定世帯には、就学奨励費を下記のとおり年間3回（学期毎）、申請時指定の金融機関口座に振り込みます。

1学期分・・・令和8年8月末

2学期分・・・令和9年1月末

3学期分・・・令和9年4月末

*新入学学用品費は1学期分、卒業アルバム代は3学期分に含まれます。



■ その他

*申請の有無や審査結果等、個人情報に係る内容について、電話でのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

*就学援助費（学務課）との重複での申請はできません。

【お問い合わせ】

立川市教育委員会教育部 教育支援課管理係

住所：立川市錦町3丁目3番6号

立川市子育て支援・保健センター内

電話：042-523-2111

〔内線〕4031

e-mail：kyouikushien@city.tachikawa.lg.jp